

奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第十一号

奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「第二項」の下に「第七項」を加え、同条第六項中「以外の」の下に「養護老人ホーム、」を加え、同条第七項ただし書中「できる」を「でき、第一項第三号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする」に改め、同条第十項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の下に「又は指定特定施設入居者生活介護（奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第二百四十条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例第二百二十八条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第十二項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。